



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本語における再帰性の研究
Author(s)	黄, 銘君
Citation	研究論集, 23, 269 (左) -282 (左)
Issue Date	2024-01-25
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgshhs.23.l269
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91097
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_rjgshhs_23_p269-282_l.pdf



日本語における再帰性の研究

黄 銘 君

要 旨

仁田（1982, 2010）の研究では、再帰は、働きかけが動作主に戻ってくることによって、その動作が終結を見るといった現象と定義される。一方、仁田（1982）、片山（2005）などが再帰動詞を下位分類しているが、食い違うところがある。具体的には、仁田（1982, 2010）は再帰的な用法しか持たない、代表的な再帰動詞である「履く」、「脱ぐ」のような衣服の着脱をする動詞を「再帰動詞」と、普通の他動詞でありながら、そのうちの一つの用法として再帰的な用法を有する動詞を「再帰用法」と呼んでいるが、片山（2005）は語彙的再帰性に関して、仁田が論じたように再帰的にしか使えない再帰動詞は着脱を表す動詞だけではないとして、「得る」、「失う」のような動詞も再帰動詞の枠組みの中で捉えようとした。

本稿はプロトタイプ論から再帰性の有効性を示すものである。また、日本語はフランス語、スペイン語など西欧言語とは異なり、接辞的な再帰代名詞が動詞につかないため、本稿では、日本語では形態上の再帰動詞がそもそも存在せず、語彙的な再帰用法はあるが、従来の着脱動詞や「浴びる」を再帰動詞として認める考えは不適切だと主張する。

1. はじめに

「再帰」は、行為者¹から出た働きかけが行為者自身に向かうという意味を持っている。次の例文の示す働きかけは、他の存在に向かうものではなく、行為者自身に及んでいると考えられる。

（1）彼ハ入浴後イツモ冷水浴ビルコトニシテイル。（仁田（1982））

¹ 小葉（2017）に参照している。仁田（1982）では「動作主」という用語が使用されているが、「顔を赤らめる」のように、主語が経験者となる例も存在するため、「行為者」を用いることにする。

(2) ソコニハベレー帽ヲ**カブ**ッ**タ**猫が立ッテイタ。(仁田(1982))

(3) ココデハ靴ヲ履キ替**エ**テ下サイ。(仁田(1982))

従来の研究では日本語における再帰に関する研究は進められているが、十分に明らかになっていないところが多岐にわたっている。まず、「再帰」を「働きかけが動作主に戻ってくることによって、その動作が終結を見るといった現象」と定義することが仁田(1982)によって最初に提唱されている。一方、天野(1987)は再帰性という概念を特立する必要はなく、他の他動詞構文と同様に扱ってよいと反論している。他方、村木(1991)、片山(2005)、小栗(2017)などは再帰表現についての研究を行っているが、再帰性の定義や再帰性の有効性を明示していない。

そのため、本稿では、再帰性の有効性を明らかにすることと、そもそも日本語には再帰動詞というカテゴリが認められるのかを検討することを目的とする。

2. 先行研究の概観

2.1 仁田(1982)(2010)

仁田(1982)(2010:120)は、(2)のように「動作主の猫自身にそのベレー帽がかぶられてこそ終結する」から、こういった再帰的な用法しか持たない動詞を再帰動詞と定義し、代表として「履く」、「脱ぐ」のような衣服の着脱に関わる動詞が「再帰動詞」であると主張している。

そして、再帰動詞にはそれに対応する自動詞は存在しないため、再帰動詞が「典型的な他動詞とではなく、自動詞と平行的なパラディグマティックな関係を獲得して存在している」、「再帰動詞は、自動詞と典型的な他動詞との間に位置する存在である」とされる。(仁田(2010:122))

(4) 彼は体ヲ曲ゲテ、入ッテ来タ。

(5) 花子ハ眉ヲ吊リ上ゲテ、怒ッテイル。

(6) 心(気持ち)ヲ静メテ、私ノ言ウ事ヲ聞イテ下サイ。

(7) コロンデ、足ヲ折ッタ。

(仁田(2010:129))

(4)～(7)はすべて再帰用法の例である((7)は非自制²的な例である)。上の例では、対

² 仁田(1982)では、自制性を「行為主体の意志や意識によって、行為の遂行を制御しうること」と定義している。

格をとる動詞が実線部のヲ格との組み合わせりの中で、再帰性を帯びた動詞になっていると主張している。「体」、「眉」、「心」、「足」といったものはすべて行為者の一部であり、物理的なものだけではなく、心理的なものも含まれる。また、再帰構文の特徴を、ヲ格成分が動作主に現に付随している、分離不可能な動作主の一部を表す名詞類によって形成されている点であるとしている。(仁田 (1982, 2010))

2.2 天野 (1987)

天野 (1987) は仁田 (1982) の考察を踏まえ、「〈再帰性〉とアスペクト」、「再帰構文は自動詞構文に近いか」「まものの受動文が対応ない」などの観点を検討し再帰性がアスペクトとは関係があるわけではなく、再帰性を持つ他動詞文が自動詞文に近づくとは言えないという結論を出している。また、「わざわざ再帰性という概念を特立する必要はなく」、他の他動詞構文と同様に扱ってもよいと指摘している。

(8) 母がシャワーを浴びている。

(9) 太郎は手袋をはめた。

(10) 子供は手を叩いて喜んだ。

2.3 片山 (2005)

片山 (2005) は仁田などの先行研究を踏まえ、より詳しく再帰動詞を下位分類している。「再帰構文には再帰性が動詞の意味に内在しているものと構文レベルのものがあり、前者を再帰動詞、後者を他動詞の再帰用法と呼ぶ」とする。また、片山 (2005) は語彙的再帰性に関して、仁田が論じたように再帰的にしか使えない再帰動詞は着脱を表す動詞だけではないとして、「得る」、「失う」のような動詞も再帰動詞の枠組みの中で捉えようとした。その理由としては、「得る」や「失う」は常に主体自身が客体の移動の起着点であるという点で、着脱動詞に近い」ためであるとする。

2.4 村木 (1991)

村木 (1991 : 184) は再帰性をもたない「太郎は次郎に水をあびせた」と再帰性をもつ「太郎は(頭から)水をあびた」という二つの例文を対比することによって、「「水をあびた」のような動作は動作主自身のうごきをあらわしており、他にむけておこなわれる動作ではない」と論じ、「こうした再帰的な用法には、他動性が欠如している」ことを指摘している。

2.5 小葉 (2017)

小葉 (2017) は仁田 (1982) などの先行研究を踏まえ、あまり再帰動詞の概念に触れず、再

帰構文を「付着物タイプ」と「身体部位タイプ」に分け、特に、(11)を「付着物タイプ」、(12)を「身体部位タイプ」として区別している。

(11) 太郎は、新しい服を着た。

(12) 花子は、こちらに手を振っている。

2.6 先行研究と本稿の位置付け

以上、関連する先行研究を概観したが、以下のようにいくつかの問題点を発見した。

(13) 従来の研究では、「着る」「はく」「脱ぐ」のような着脱動詞と動詞「浴びる」を再帰動詞として捉えている（仁田（1982, 2010））が、着脱を表す動詞だけではなくより細かく下位分類しているものもある（片山（2005））。本稿では、日本語では再帰動詞の分類に着目し、不適切なところを再検討し、修正を試みる。

(14) 天野（1987）は仁田（1982）の主張を踏まえ、再帰構文は他動詞構文と同様に扱ってもよいと反論しているが、構文により再帰性の度合いが違うという問題を考慮に入れられない。例えば、「太郎が顔を洗った」という文は、対象物だけでなく、行為者にも変化をもたらしているという点で典型的な他動詞文とは異なる特徴を備えているため、再帰性という概念を特立する必要はあると筆者は考えている。

このように、再帰性に関する先行研究ではさまざまな議論がされているが、いかに典型的な他動詞文と再帰構文を使い分けるのかが不明瞭であり、そもそも日本語には再帰動詞というカテゴリが認められるのかを再検討する必要がある。従って、以下の節では、これらの問題点を解決するための考察をしていく。

3. 再帰性の有効性

先行研究に書かれているように、形態から見れば、再帰構文は典型的な他動詞構文と同じように「XがYをV-する」という構造を持つことを示している。そのため、再帰性は他動性と密接に関わっていると考えられる。

本節では、再帰性の有効性の検証を行うために、他動性と自動性に関するプロトタイプ論を導入しなければならない。

Hopper and Thompson（1980）は、動詞を持つ他動性を測る次の10種類のパラメータをあげ、相対的に程度の高いパラメータを多く持った動詞ほど他動性の高い動詞であるとしている。

表 1：H & Th（1980）による他動性の 10 の意味的特徴³

		高い	低い
A	参加者	2 人以上 動作者と対象	1 人
B	動作様態、動き	動作	非動作
C	アспект	動作限界あり	動作限界なし
D	瞬間性	瞬間	非瞬間
E	意図性、意志性	意図的	非意図的
F	肯定	肯定	否定
G	現実性	現実	非現実
H	動作能力、動作主性	高い	低い
I	被動作性、影響性、受影性、対象への影響	全体的に影響	部分的に影響
J	対象の個別化、対象の個体化、個性性	高い	低い

また、角田（1991）は、Hopper and Thompson（1980）の定義した他動性の特徴の一つである「意図性、意志性」に対して考察を行い、「意志性」という要素が入っていないことは Hopper and Thompson と大きく異なる点であり、「意図性、意志性」は他動詞文と自動詞文を見分ける要素の一つにはならないと結論づけた。その証拠としては被動作性と意図性あるいは意志性が無関係であるということが挙げられている。例えば、「太郎が転んだ」という例文では、動作主である太郎がわざと転んだ場合もあるし、うっかり転んだ場合もあると述べている。

さらに、Hopper and Thompson（1980）などの提案⁴に基づき、他動性の原型⁵の意味的側面を以下のように定義した。

「相手に及び、かつ、相手に変化を起こす動作を表す動詞。」（角田 2009：77）

また、ヤコブセン（1989：239）は自動原型⁶の意味特徴を以下のように捉えている。

³ 他動性の 10 の意味的特徴については角田（2007：4）の訳を参照のこと。

⁴ Hopper and Thompson（1980）は他動詞文の原型の意味的側面を以下のように定義している。「参加者が二人（動作者と動作の対象）またはそれ以上いる。動作者の動作が対象に及び、かつ、対象に変化を起こす。」（動作者と対象は無生物の場合もある。従って、二人でなく、二つの場合もある。）

⁵ 角田（1991）、（2009）などは自動詞文と他動詞文は端的に二分できないことが多いため、原型説の方がより有効だと主張している。（Typical「典型的」とは違い、Prototypicalとは「原型的」である。）

⁶ 自動詞のプロトタイプを指す。セコブセン（1989）では、「自動原型は対象物のみが文中に現れている自発表現を中心としているものである」、「自動原型の意味特徴は関与物の数以外の他動原型にある意味特徴に共通している」と述べている。

(A) 関与している事物（人物）が一つある。すなわち、対象物（object）である。

(B) 対象物は変化を被る

(C) 変化は現実の時間において生じる。

なお、一体再帰構文は典型的な他動詞構文と同様に扱えるかどうかという疑問が出てくる。ここでは、再帰性の概念は有効に成立するという仮定を置く。

(15) 花子はピンクの派手なジャケットを着た。

証拠として、(15)において、「花子」と「ジャケット」二つの参加者があり、行為者である花子から発する動作が対象物「ジャケット」に及び、ジャケットそのものは変化が起こらないが、行為者と離れている場所から行為者の身体に付着することによって、空間的位置に変化が生じるため、プロトタイプ論の他動性の特徴を備えることが考えられる。しかし、対象物だけでなく、行為者にも変化をもたらしているという点で他動性の原型とは異なるため、自動原型の意味特徴も備えている。このように、自動詞文は絶対的に他動詞文と対立しているのではなく、むしろ連続的な関わりがあることを示している。つまり、ただ単に他動性の意味特徴あるいは自動性の意味特徴を用いるのでは、再帰構文の特徴を十分に説明できないと考えている。

以上の内容に基づき、本稿では、プロトタイプ論から再帰性の意味特徴を以下のように定義する。

[A] 関与している人物あるいは事物は二つあり（動作者と対象物は無生物の場合もある）、行為者と対象物は同一の実体である。

[B] 対象物は変化を被り、それと同時に働きかけが行為者にも変化を与える。

従って、本稿では、再帰性の概念は有効であると主張する。

4. 考察

4.1 西欧言語における再帰動詞

まず、西欧諸語における再帰動詞の概念を目に向ける。

春木（2002：38）は「フランス語の再帰代名詞は他の人称代名詞と同様、動詞に前置される。いずれの人称においても、目的語が直接か間接かに拘らず再帰代名詞は同型である」と述べている。フランス語の動詞「se coucher（横になる、寝る）」の活用を以下の表にまとめる。

	一人称	二人称	三人称
単数	je me couche	tu te couches	il se couche
複数	nous nous couchons	vous vous couchez	ils se couchent

(16) Elle lui a lavé les cheveux.

「彼女は彼の髪を洗ってやった」

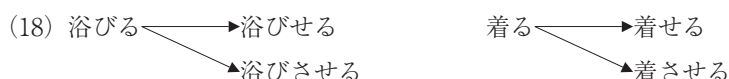
(17) Elle s'est lavé les cheveux.

「彼女は（自分の髪）を洗った」

以上から分かるように、「se laver」, 「se coucher」のような再帰動詞は通常、形式的に「se」, 日本語では「自分自身」といった意味を含み、再帰代名詞を伴う動詞のことであると考えられる。

4.2 日本語における再帰動詞の再検討

日本語の再帰動詞はどうであろうか。先行研究の中で最初に日本語の再帰動詞を定義し、「着る」, 「脱ぐ」, 「被る」, 「はく」のような着脱動詞と「浴びる」を再帰動詞として扱ったのは仁田 (1982) である。



仁田 (1982) は「浴びる」, 「着る」は「浴びさせる」, 「着させる」といった使役動詞形だけでなく、「浴びせる」, 「着せる」といった複他動詞形を持っていると主張している。

次は再帰的な意味を持つ着脱動詞と、それに対応する複他動詞、使役形の動詞の文法特性に着目し、BCCWJ コーパスを利用しながら意味論から例文の分析を行うとともに、文法的な振る舞いを示すことを試みたい。

(19) 太郎は（頭から）水をあびた。 (村木 (1991))

(20) 太郎は次郎に水をあびせた。 (村木 (1991))

(21) 門弟が浪人の刀に手をかけようとした。「放っておきなさい」と言った。その代わりに手桶に水を運ばせ、浪人の頭にザブと水を浴びさせた。

(『剣鬼・仏生寺弥助』峰隆一郎 (著) 2001)

(19) では、太郎は自分に向けて「水を浴びた」という行為を行うことに対し、(20) では、

太郎は自分自身ではなく、他人に向けて動作をしたことを示している。(21)において、「浴びる」の使役形「浴びさせる」とは、使役主体が命令を発してから、使役対象はその命令を受け、受動者である浪人へ水を浴びせたという動作をし、働きかけをすることを表す。

(22) 彼女が浴衣を着た。

(23) 私が彼女に浴衣を着せた。

(24) 私が彼女に浴衣を着させた。

(25) バーンズが白いヘルメットをかぶった。

(『スーパー・ゼロ』 鳴海章 (著) 1993)

(26) 昔の学校で、できの悪い生徒にはロバの耳をかたどった帽子をかぶせてお仕置をする習慣があったことを見ればいい。

(『人獣戯画の美術史』 鹿島茂 (著) 2001)

(27) 十三歳未満の子どもの保護者は、子どもの自転車乗車時に、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

(『広報あしかがみ』 栃木県足利市 2008)

(28) 都市部には緑が見えない光景が見られます。山頂に雪を冠った山々は色のコントラストがついてよく写ります。

(『女性のためのオートカメラ自由自在』 森村進 (著) 1989)

(29) 出かける日、私は母にウールの一番上等な紫のワンピースを着せた。ストッキングをはかせ、お化粧をほどこし、私の黒い帽子をかぶせた。

(『母のいる場所』 久田恵 (著) 2004)

(22)～(24)では、複他動詞「着せる」のほうは、行為者である「私」が「浴衣を彼女の身に付ける」「私」が「浴衣を着る」という動きをしたことを示す。「着る」という動作を行うのは「私」である。一方、動詞の使役形「着させる」は子供が自分で浴衣を着ることができたり自立心が育ったりするように「浴衣を着て」という要求や指示を出すことによって仕向けるという場面が想像できる。「着る」という動作の行為者は彼女である。また、(25)～(27)は(22)～(24)と同様の振る舞いを見せることが分かる。この3つの例文は、それぞれ、行為者が自分自身にヘルメットをかぶることを表す再帰的な意味をもつ他動詞文、動作主体の教師がいたずらな生徒を懲らしめるためにロバの耳をかたどった帽子をかぶせたことを表す複他動詞文、未成年者の保護者に対して、子供が自転車に乗るときには交通安全に注意するよう厳しく監督し、ヘルメットをかぶるよう命じることを呼びかけていることを表している使役文である。

(28)の「雪」は「頭にかぶった帽子」と同様に、全体的に見れば、山の一部になる。(28)では関与している事物は「山」と「雪」二つがあり、降った雪が山頂に積もり、天候や気候な

どの影響を受けるため、雪そのものは変化していくことが考えられる。それと同時に、降り積もった雪で山頂にも帽子をかぶせたようになる。このように、「山」と「降り積もった雪」は同一な実体として扱われる。そのため、(28)も意味的な再帰性を備えているとは言えるだろう。

以上の例文を観察すると、「かぶる、着る、浴びる」のような再帰的な意味を持つ着脱動詞は「かぶらせる」、「着させる」、「浴びさせる」といった動詞の使役形を持つだけでなく、それぞれ形態的に対応している「かぶせる」「きせる」「浴びせる」複他動詞がある。一般的には、「着る」、「かぶる」のような着脱動詞に対して、それに対応する複他動詞あるいは使役形の動詞と組み合わせる文では、受動者が行為者から直接的な働きかけを受けたか間接的な働きかけを受けたかということで使い分けられているが、「はく」「ぬぐ」は動詞使役形の「はかせる」「ぬがせる」しかなく、対応できる複他動詞を持たないため、文脈がないと受動者への直接な働きかけか、間接な働きかけかを明快に言い切ることはできない場合もある。(29)のような文脈のある例文では、「ストッキングをはく」という行為者は「私」であることは推測できる。しかし、「母親は息子の汚いソックスを脱がせた」のように、母親が行為者の場合は直接な働きかけ、息子が行為者の場合は間接な働きかけであるという意味の両義性が見出されるのである。

つまり、再帰的な意味を持つ着脱動詞は自分自身にしか使えないので、一般的にはその動作はもし他人に対して働きかける時は、形態的に対応する複他動詞を使うか、或は動詞の使役形を使う。以上の例が示しているように、複他動詞文は行為者から受動者への直接な働きかけを表し、動詞の使役形は、使役主体が何かを求めたり命令したりすることに対し、使役対象はその行為を実行することを表す。

しかしながら、日本語は西欧言語とは異なり、再帰代名詞を明示しない選好傾向があると考えられる。普通なら身体の一部を目的語にとる再帰構文には「自分」あるいは「自分の身体」と想定されるが、自分の身体でない場合もあるため、文脈によるその推意が取り消される可能性がある。例えば、次の例文を見てみよう。

(30) 太郎は手を振っている

(31) 太郎は帽子をかぶった。

(30)では、普通に行為者である太郎は自分の手を振っていることが考えられる。しかし、父親が親戚を見送るために娘を空港に連れて行くというような文脈をつなぐと、彼は娘の手を掴んで、「ほら、叔母さんにバイバイしようね」と言いながら手を振っている場面も想像できる。つまり、(30)では対象格名詞は太郎自分の手だったら当然再帰性を持つと認めるが、他人の手の場合だと「太郎は娘の手を振っている」のような典型的な他動詞文として扱うべきであろう。

(31)では「自分の帽子」が明示されておらず、普通は「帽子を被った」のような自分自身に向かってしか使えない動詞は再帰動詞と認めるべき(仁田(1982)、片山(2005)など)である

が、文脈によりあまり再帰性が感じられない場合もある。「その帽子をとって、被らせてくれない？」のように相手に要求したり命令したりするだけで、自分の体には働きかけがないはずなのに「太郎は帽子を被った」という第三者の視点から見た結果状態を表す場合にも使える。すなわち、(31)は必ずしも太郎が「帽子を被った」という動作を行う行為者とは限らず、再帰性を持たない場合も想定できる。従って、単に形態論的なカテゴリとしての再帰動詞を認定するのは不適切だといえる。

統語論の観点としては、再帰構文⁷が「XがYをV-する」という構造をとり、他動詞文の枠組みに属していると考えられる。以上の例文から、(30)、(31)は、それぞれ対格再帰構文と与格再帰構文として捉えてもよいだろう。ただ、与格再帰構文の場合は「二格項」は明示されることに関わらず、その再帰性は、動作の着点を表す与格名詞の性質につながっていることがわかってきた。

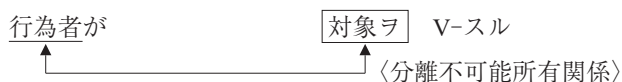
ただ、一般的には(30)の「手」は体の一部であり、行為者とは分離不可能な関係であることに對し、(31)の帽子や衣服などのような対象格名詞は行為者とは分離可能な関係であると考えられる。そのため、単に意味論から見ると、(31)といった場合にはその帽子が行為者の所有物であろうと、他人のものでであろうと関係はなく、自分の頭に帽子をかぶるという動作が終わったら、働きかけが自分自身に戻ってくると考えられる。しかしながら、(30)のような身体部位タイプの場合だと、「行為者+所属関係を持つ目的語+述語」という構造の構文しか再帰性を持たないという判断を示している。

また、(30)を(31)と照らし合わせることによって、それらの分離不可能所有関係に関与する項が異なることが分かってきた。この違いを小葉(2017)に基づき次のように図示する。

(32) a. 付着物タイプ (例 31)



b. 身体部位タイプ (例 30)



以下、仁田(1982)の主張を踏まえ、再帰動詞をより細かく論じている片山(2005)を概観し、より妥当的な分析を行い、不適切な箇所を指摘し、より相応しい再帰の定義を定める。

まず、片山(2005)は着脱動詞だけでなく、得失を表す動詞「得る」「失う」「なくす」など

⁷ 本稿では、再帰動詞か再帰用法かの区別をせず、再帰性を持つ構文を再帰構文と呼ぶことにする。

の動詞も再帰動詞に分類している。

(33) 会社が莫大な利益を得た。

(34) * 太郎が会社に莫大な利益を得た。→太郎が会社に莫大な利益を得させた。(使役の意味は表さない)

「得る」は着脱動詞「着る」と同様に、他者に対して働きかけることはできないことから、語彙的再帰性を含むと主張している(片山(2005))。しかしながら、主語である「会社」が無情物であり、厳密に言えば、「利益」は働きかける対象ではなく、(33)ではあまり働きかけ性がないと考えられる。そして、「同意を得る」という他動詞句では「同意」のような目的語に置き換えると、典型的な他動詞文になると考えることができるため、語彙的な再帰性を含むとは言えない。また、会社の利益を上げるためには、何らかの活動を行うことで、利益ができたということから考えれば、むしろ作成動詞に近いと解釈できる。それゆえに、得失を表す動詞は語彙的な再帰性を含まないと判断する。

(35) 花子はソファの汚れを取った。(一般的な他動詞)

(36) 太郎は先生の前で帽子を取った。(再帰動詞)

以上の例文に示すように、(35)の「取る」は一般的な他動詞と認められるが、(35)は再帰性を持つ構文である。ここで片山(2005)が「取る」を再帰動詞に含めていることの妥当性を検討してみる。再帰性があるかどうかは単に動詞で決まるのではなく、目的語と結びつく動詞句で決まると考えられる。従って、片山(2005)で構文的な再帰性を持つ表現を語彙的な再帰動詞に含めたのは不適切だと思われる。

一方で、「垂れる」や「開く」などの自他同型の動詞の場合に主語が無情物であっても主体と客体の間に全体・部分関係が存在すれば再帰性を持つという主張は注目に値する。

(37) 釣り糸を垂れる。

(38) 稲穂が頭を垂れる。

(39) エレベーターがドアをひらく。

(37)では、「釣り糸を垂れる」の「釣り糸」は身体の一部ではないが、手に持って垂らすということから手とつながった身体の一部と見なされているため、再帰動詞として容認される(片山(2005))。

(38)は比喩表現として、そのものの自然な属性や状態を表す。(38)、(39)では、主語はそれぞれ「稲穂」、「エレベーター」であり、いずれも意図性を持たない無生物なので、一般的には自分で感情をコントロールできないと考えられる。ただ、前述した再帰性の意味特徴に基づき、このような無生物の場合でも再帰性を持つと判断ができると思われる。

以上、本稿では日本語では再帰動詞というカテゴリを設ける必要はないと主張する。西欧言語とは異なる日本語は語彙的にしか再帰用法を持たず、形態的に他動詞と見分けることはできない。そして、次の例でもこれを裏付けることができよう。

(40) 黒の礼服を着たメアリは侍女たちを従え、廷臣や聖職者に見守られながら広間へ入った。

(『処刑と拷問の事典』ジェフリー・アボット(著) 駒瀬裕(訳) 2002)

(41) こんな真夜中にドクター・バーカーが助手を務めろという理由は何なのだろう？考えられる答えは一つしかない。彼女の患者の誰かに急変が起きたのだ。ペイジはよろけながらバスルームに入り、顔に冷水を浴びせ、それから、目の前の鏡を見てびっくりした。これじゃ、まるで八十歳のおばあちゃんだわ！

(『女医』シドニイ・シェルダン(著) 天馬龍行(訳) 1998)

(42) 事件にはまったく関係ないことが判明し、警察の過剰反応が強い批判を浴びた。

(『ブレイク時代のイギリス』山口二郎(著) 2005)

(40)は連体形で表現された文であるが、一般的にはここでの「着た」はメアリが自分で礼服を着るのではなく、侍女の誰かに着せてもらったと考えられることが多いようである。もちろん、メアリ自分で着ると解釈しても構わないが、このような場合はあまり再帰性を持たない文になる。そのため、本稿では、目的語をとる動詞は着脱動詞だとしても有標的なものとして扱うべきだと考えている。

(41)では、受動者である「顔」が行為者の体の一部分を成しているという点から、行為者と受動者との間に分離不可能所有関係が考えられる。しかし、目的語が指し示すもの「顔」は他人の顔ではなく、行為者自身の顔を表すに決まっているようなので、複他動詞「浴びせる」が付くと、前述した再帰的な意味を持つ着脱動詞とそれに対応する複他動詞や動詞の使役形の文法特性に合致していないのではないと思われる。むしろ「顔に冷水を浴びせる」より、再帰的な意味を含む「浴びる」の使用の方が文脈上齟齬が生じると言えるだろう。一般的には、具体的な身体部位「顔に」が明示されないと、「冷水を浴びる」は全身に浴びるという解釈ができるが、(41)は夜、寝ぼけた行為者は頭をよく働かせるために意識的にバスルームに行き、冷たい水で顔を洗ったことで、自分に状態変化をもたらすことが考えられる。このように、従来再帰動詞と認められた「浴びる」と形態的に対応する複他動詞「浴びせる」は必ずしも対立的な

関係を持っているとは限らないことがわかった。また、目的語をとる動詞は着脱動詞の場合だけでなく、「浴びる」の場合も有標的なものとして捉えるべきという点に注意されたい。

(42) の「批判を浴びる」とは言動に対して否定的な意見を受けることを表す。「シャワーを浴びる」に比べると、動作の働きかけの主体は行為者ではないため、再帰性を持たないと考えられる。

5. おわりに

本稿では、日本語における再帰性に注目した。まず、意味的に「再帰は、働きかけが動作主に戻ってくることによって、その動作が終結を見るといった現象」という単純な基準で再帰性を持つか断定しかねる例があるため、本稿で提案したプロトタイプ論から再帰性の有効性を論じた。

次に、意味論から再帰的な意味を持つ着脱動詞と、それに対応する複他動詞、使役形の動詞の使い分けに注目し、統語論から文法的な振る舞いを示した。

また、形態論、語用論の観点から仁田 (1982, 2010)、片山 (2005) などの考えを修正した。再帰用法の成立する条件に当てはまるかどうかを判断するには単に動詞で決めるのではなく、目的語と結びつく動詞句を把握すべきだということを明らかにした。従来日本語の「着る」、「脱ぐ」のような着脱動詞と動詞「浴びる」を再帰動詞と認められるが、日本語では形態上の再帰動詞がそもそも存在せず、語彙的な再帰用法はあるが、着脱動詞や「浴びる」を再帰動詞として認める考えは不適切であり、目的語をとる動詞は着脱動詞や「浴びる」のような動詞であっても、有標的なものとして扱われるべきであると主張した。

(こう めいくん・言語科学研究室)

参考文献

- 天野みどり (1987) 「日本語文における〈再帰性〉について：構文論的概念としての有効性の再検討」『日本語と日本文学巻』7 L1-L9, 筑波大学国語国文学会.
- 仁田義雄 (1982) 「再帰動詞, 再帰用法—Lexico-syntaxの姿勢から—」『日本語教育』47号 (初出), 仁田義雄 (2010) 『語彙論的統語論の観点から』, ひつじ書房, 120p-131p.
- 片山きよみ (2005) 「日本語他動詞の再帰的用法について」, 『熊本大学言語学論集』325p-369p.
- 村木新次郎 (1991) 『日本語動詞の諸相』, ひつじ書房, 184p-185p.
- 小葉哲哉 (2017) 「再帰構文における受動化の成立条件」『日本語文法』17巻1号.
- 角田太作 (1991) 『世界の言語と日本語 言語類型論から見た日本語』, くろしお出版, 65p-84p.
- 角田太作 (2009) 『世界の言語と日本語 改訂版 言語類型論から見た日本語』, くろしお出版, 75p-93p.
- 角田太作 (2007) 「他動性の研究の概略」, 角田三枝, 佐々木冠, 塩谷亨 (編), 『他動性の通言語的研究』,

くろしお出版. 4p-11p.

春木仁孝 (2002) 「フランス語の再帰構文—その認知的一体性」, 『認知言語学 I : 事象構造』, 東京大学出版会. 38p.

ヤコブセン, ウェスリー・M (1989) 「他動性とプロトタイプ論」, 久野暲, 柴谷方良 (編), 『日本語学の新展開』, くろしお出版. 213p-247p.

Hopper, Paul J. & Sandra A. Thompson (1980), “Transitivity in Grammar and Discourse,” *Language* 56: 2, pp. 251-299.